

# 地域包括ケア病床のご案内

当院は、患者様やご家族の思いに寄り添う医療を目指し、退院後は住み慣れた場所へ安心して退院していただけるよう令和4年3月1日より地域包括ケア病床を開設いたします。

## 地域包括ケア病床とは・・・

急性期治療を終了し、症状が改善した患者さまやすぐに在宅や施設へ退院するには不安がある患者さまに対し、在宅復帰に向けて医療管理・診療・看護・リハビリテーションを行うことを目的とした病床です。**在宅あるいは介護施設に退院予定の方**であれば対象となります。

※以下の様な時に利用できます。

- ・急性期治療が終了し、病状が安定した後「**在宅や施設へ退院**」を希望される方
- ・身体の状態変化に伴う「**自宅環境が整うまで**」の間の入院
- ・在宅復帰に向け「**もう少しリハビリ**」がしたいとき
- ・退院後の在宅療養準備やオムツ交換など「**在宅介護や生活の準備**」がしたいとき
- ・在宅療養・外来通院をしており、「**急変時**」など一時的に入院が必要な方
- ・在宅で療養中に「**介護者の休養**」の為の一時（レスパイト）入院

## 入院費について・・・

- 地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法は一般病床とは異なり「地域包括ケア入院医療管理料」を算定します。  
(リハビリテーション・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料・入院基本料 の費用が含まれています。)
- 病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床にお部屋を移動していただく場合があります。

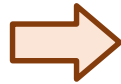
入院費以外にかかる費用（急性期病床と同様です）

※食事・オムツなどは保険診療対象外費用となります。

※個室は個室料が必要です。

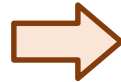
## 地域包括ケア病床への患者さまの受け入れの流れ・・・

「かかりつけ医」がいる場合



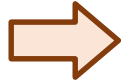
「かかりつけ医」にご相談の上、当院へ連絡をお願いいたします。

「かかりつけ医」がない場合



地域医療連携室にご相談ください。

他病院からの紹介



地域医療連携室にご相談ください。

### <入院までの流れ>

病 院

施 設

在 宅



### 地域包括ケア病床へ入院

- ・ご紹介の入院に関しても、一般病床を経由してから地域包括ケア病床への転床となる場合もありますので、ご了承ください。



### 在宅・施設へ退院

- ・病状に応じ入院期間は調整しますが、**最大 60 日**までの入院となります。
- ・症状が安定しましたら、ご自宅・施設にお戻りいただきます。

<ご不明な点は、地域医療連携室までお気軽にお問合せください>  
松原メイフラワー病院 地域医療連携室 担当：森下・上月・西山  
TEL：0795-42-8851 FAX：0795-42-8871

#### 【受付時間】

月曜日～金曜日 9：00～17：00

※木曜日については 9：00～12：00 となっております。

(土・日・祝日はお受けできませんのでご了承ください)

